

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金（令和3年8月及び9月分）申請の流れ

1. 申請書類を入手

【入手先】

- 県庁ホームページから印刷又はダウンロード
- 県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- 県合同庁舎及び県税事務所
で受け取る
- 各市町村役場で受け取る

※住所等は、「給付等要領 別表3」を参照

3. 申請書類の提出

※感染防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

① 郵送

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。（送料は申請者負担）
【送付先】〒780-8570 高知県庁
「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」 行

② オンライン

高知県庁ホームページから申請してください。

申請受付期間

令和3年9月10日(金)

～令和3年11月30日(火) ※当日消印有効

2. 申請書類の作成

※詳細は「給付等要領 別表2」を参照してください。

【記入する書類】

- 申請書（様式1-1、1-2）
- 該当要件申告書（様式2）
- 売上減少等の証明申請書（様式3-1、3-2）
- 誓約書（様式4-1、4-2）

支援機関等での証明

売上減少等の証明申請書(様式3-1、3-2)は認定経営革新等支援機関等(税理士・金融機関・商工会・商工会議所等)で必ず証明を受けてください。
(農業者・漁業者の方は県内の農業協同組合や漁業協同組合で証明を受けられる場合がありますので、ご相談ください。)

【添付する書類】（すべて写しで可(注)）

- 本人確認書類（※1）
（法人の場合は法人代表者のもの）
- 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（※1、2）
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等

(注) 既に給付金を申請している方が、別対象期間について申請する場合は、一部省略が可能です。

(※1) 国の一時支援金・月次支援金の「給付通知書」の写しの添付に代えることができます。ただし、酒類販売事業者及び酒類製造事業については、本人確認書類のみ省略可。

(※2) 許可等を必要としない業種の場合は不要です。

4. 入金

【お問い合わせ先】

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金
申請手続相談窓口（コールセンター）

TEL：088-823-9875

受付時間：午前9時から午後5時まで
（土日、祝日を含む）

※お住まいの市町村ではなく、こちらにお問い合わせください。

9月下旬以降、 口座に振込

※審査の結果、
不給付となる場合
があります。

審査